

編集委員会への手紙

<編集委員会への手紙>

第80巻第1号38-45頁に掲載の「気質特徴に適合したベビーマッサージプログラムが養育者の育児不安および育児自己効力感に及ぼす効果の検討」について質問します。

研究に関する倫理的配慮の記載はありますが、ベビーマッサージを施す際の安全性への配慮については記載がありません。2015年頃にベビーマッサージと称した「ずんずん体操」を施術され乳児が死亡した事件がありました。このような痛ましい事件のことを考えると、論文には安全性にどのように配慮したベビーマッサージであったか記載すべきではないでしょうか？

国立成育医療研究センターこころの診療部 小枝達也

<編集委員会への手紙に対する回答>

この研究の実施時に著者が行った安全面での配慮は以下のとおりです。

1. 研究者と施術者は別でした。
2. このマッサージは養育者（保護者）が実施するもので、養育者の判断で取り入れてもらいましたので、子どもの安全についての直接的な責任は養育者にあると言えます。
3. インストラクターは施術者ではなく養育者にマッサージの意義と方法を伝え、適宜助言する立場にありました。
4. 研究者はインストラクターの活動をモニターし必要に応じて助言をしました。

次に、マッサージの内容とプログラム実施時の安全に対する配慮は以下のとおりです。

1. このマッサージは、既に実績のある「なでさする」を基本とするベビーマッサージを応用したものです。
2. プログラムを養育者に伝授するときには、書面や口頭で子どもの体調などを確認するとともに参加者の人数を制限することで、養育者と子ども全員の行動を容易に視認できるようにしました。また、プログラム中は、インストラクターだけでなく、研究者を含めたスタッフを複数配置して随時声かけを行うことにより、子どもの機嫌や状態に合わせたマッサージが行われるようにしました。なお、使用したオイルは、オイルについての説明を養育者に行った後、それぞれの子どもにパッチテストを行って異状のないことを確認しました。

川崎医療福祉大学医療福祉学部臨床心理学科 武井祐子